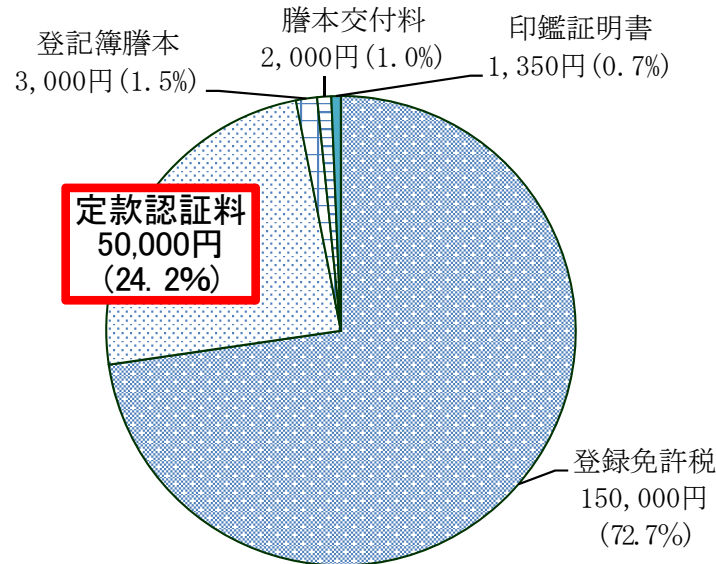


(3) 行政手続を行う際の手数料を引き下げること

○例えば、法人設立登記は、「未来投資戦略2018」において、2020年度中に、24時間以内に完了することとなったが、公証人による定款の面前確認が残り、かつ、5万円の手数料がかかるため、創業者にとって大きな負担となっている。手数料の積算根拠を検証し、引き下げるべきである。

- ・資本金980万円、従業員数5名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約20万円）内訳



株式会社設立には、まず会社の目的や組織など基本的なルールを決める定款について、公証人の認証を受ける決まりだ。詐欺や資金洗浄など犯罪の「隠れみ」に使われるのを防ぐため、起業家が公証人役場に向いて直接チェックを受けている。今は依頼から1週間ほどかかる。
 見直し案では、起業家が役場に行かずにスマホやパソコンの画面を通じて公証人と面談できる。手数料5万円は変わらない。認証後の法務局への設立登記手続きも、

関連法の改正も検討

同時並行でオンラインで済ませられるようにし、24時間で登記できる。安倍政権は昨夏、株式会社などの法人をつくる手続きをオンライン化する閣議決定していた。その後発足した政府の検討会は、公証人による定款認証制度そのものが「必要な」との意見で一致した。だが、公証人を所管する法務省が「不正目的の会社設立を防止なくなる」と反対し、残ることになった。これに対し、企業側からは「岩盤規制の温存だ」と批判の声がある。公証人の面前認証は「形骸化している」との指摘が根強い。起業家は司法書士を代理人に立て、自分は立ち会わないケースも多く、問題がなければ、面談は10分ほどで済む例も少なくない。
 (編集委員・堀籠俊材、座小田英史)

(出典)2018年4月30日 朝日新聞朝刊